

手続き	営業廃止届	【第12号様式(第13条関係)】
届出対象	<p>①営業を廃止したとき</p> <p>②営業者が変わったとき（承継届の対象を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業者の法人化や、法人から個人へ変更したとき ・他の人や他の法人に、営業を引き継いだ場合 <p>※旧営業者による廃止届のほか、別途、新しい営業者による「営業許可新規申請」が必要です。</p> <p>③営業施設を移転したり、大規模な増改築を行ったとき</p> <p>※営業者が同一でも、旧施設に関する廃止届のほか、別途、新施設に関する「営業許可申請」が必要です。</p> <p>④営業者が死亡したとき</p>	
届出時期	廃止後、速やかに	
届出様式	営業廃止届	
添付書類	営業許可証(原本)	

◆参考◆ 許可を受けた者が死亡したり、許可を受けた法人が解散(破産)した時は、次の方が届出を行って下さい。

営業者	届出を行う者	留意事項
死亡	<p>戸籍法87条の規定による死亡の届出義務者(*)</p> <p>(*)同居の親族、 その他の同居者、 家主、地主又は家屋 若しくは土地の管理人</p>	<p>届出者欄には、次の内容を記名し、届出者が押印して下さい。</p> <p>営業者氏名 届出義務者(続柄：) 届出者氏名</p> <p>例：山田太郎 届出義務者(続柄：子) 山 田 花 子 ㊟</p>
法人の解散	<p>清算人 (破産の場合は、破産管財人)</p>	<p>清算人：法人登記事項証明書提示で確認 破産管財人：法人登記事項証明書提示 又は破産手続開始等通知書で確認</p> <p>営業者たる法人の名称 届出者の職名及び届出者氏名を記名し、押印して下さい。</p> <p>なお、代表清算人を定めた場合は、代表清算人による届出をお願いします。</p> <p>例：株式会社〇〇 代表清算人 弁護士 山田 花子 ㊟</p>

①記載内容の審査

- 法人の届出：法人の名称及び法人代表者名が記載されている
- 個人の届出：自宅住所が記載されている
- 印鑑：法人は登記された法人代表者印の押印が必要。
- 記載事項：現に把握している事項と相違ないかシステム端末で確認
※営業報告の届出がないかも併せて確認すること
- 営業者死亡の場合
届出者氏名欄に 営業者氏名 届出義務者（続柄： ）の文言を追加の上、
届出者の氏名及び届出者の押印を求めること
- 法人解散、破産等の場合
代表清算人、破産管財人等 職権を明示する文言を追加の上、届出者の氏名
及び届出者の押印を求めること

②添付又は掲示書類の確認

- 法人の解散、破産等の場合：
※「法的権限を有する者であることを確認できる書類」の提示及び写しの提出
を受けること。
- 法人登記事項証明書
- 破産手続開始等通知書

③P C入力、台帳整理

- 受付者が入力・台帳整理を行い、届出書下欄のP C、台帳欄に押印

{	台帳記載事項：廃止年月日、廃止届出日、廃止理由	}
	営業者以外による廃止届出にあつては、届出者	
- 台帳備考欄に【 年 月 日受付 年 月 日廃止 廃止理由 】のゲタ判
を赤色で押し、赤字で記載

記載例：H26. 4. 10受付、H26. 4. 1廃止 廃止理由 営業者死亡
届出義務者〇〇 ΔΔ(続柄：子)による届出
- システム入力、台帳記入、決裁済みの廃止届は、廃止届の仮フォルダに綴り込
み、1ヶ月分をまとめて文書目録の作成、書類の並べ替えを行い簿冊に綴り込
みする。